

多子世帯リフォーム等支援事業を始めました

令和6年度



市・県連携事業

人口減少対策への取組として、出産を機に複数のお子さんがあることになったご家庭のリフォームや引越しの費用を助成する制度を愛媛県と共同ではじめました。

対象者

以下の条件を全て満たす今治市民

- ・令和5年4月1日以降に生まれた児童（「支給対象児童」）の父または母
- ・申請日時点で、支給対象児童と18歳未満の児童（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む）あわせて2人以上と同居して養育している人
- ・申請日時点で、市税の滞納がない人
- ・一緒に住む世帯の全員が、生活保護を受けていない人
- ・世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でない人
- ・申請日時点で、3か月以上継続して今治市に住民票をおいて住んでいる人

助成限度額

「支給対象児童」が	
第2子の場合	20万円
第3子以降の場合	30万円

申請期間

- ・支給対象児童の満1歳の誕生日の前日まで
- ※令和7年4月1日以降申請分は、市議会での議決を経て予算成立後、令和7年4月以降に受付する予定です。

留意事項

この助成金は所得税法上、原則、「一時所得」として扱われます。一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額50万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。
詳しくは今治税務署へお問い合わせください。

今治税務署 個人課税部門
住所：今治市常盤町4丁目5番地1
電話：0898-32-6100

助成の対象となる条件

対象期間

令和5年4月1日以降の、母子健康手帳交付日から支給対象児童の1歳の誕生日前日まで

リフォーム……市内に住所等をおく個人事業者、法人へ支払ったリフォーム費用

増改築工事

間取りの変更等

バリアフリー改修工事

段差の解消、手すりの設置、通路幅等の拡張

生活関連設備改修工事

キッチン、トイレ、洗面所、浴室等の設置や改修
(破損個所の修繕や交換(トイレ本体を洋式便座からウォシュレット付洋式便座へ交換)は対象外となります)

※倉庫・車庫の工事、門・フェンス・植木等の外構の工事、エアコンや洗濯機等の家電を購入し設置する費用、クロスの張替のみの簡易なリフォーム等は助成の対象外になります。

引越し……市内の住宅への引越しの時に、引越業者、宅配業者に支払った費用

引越業者に頼んだもの

転居前の住居等から新住居への引越しにかかった費用

宅配業者に頼んだもの

転居前の住居等から新住居への配送にかかった費用

母子健康手帳交付日～支給対象児童の満1歳の誕生日前日まで分を、誕生日前日までに申請してください。申請は支給対象児童1人つき、1回限りとなります。

令和6年度受付分は、令和7年3月31日までに申請したものになります。

※令和7年度分の受付は市議会で予算の議決を経た後に事業を開始する予定です。

必要書類

申請書の他に下記の書類を添えて申請してください。

- (1)リフォームに係る契約書の写し(リフォーム費用の場合)
- (2)助成対象工事部分を写したカラー写真(リフォーム費用の場合)
- (3)助成対象工事の内容が確認できる図面(軽易な工事である場合を除く。)(リフォーム費用の場合)
- (4)住宅の所有者が確認できる書類の写し(リフォーム費用の場合)
- (5)助成対象経費に係る領収書の写し(経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。)
- (6)支給対象児童の母子健康手帳の交付番号、交付日がわかる部分及び出生届出済証明欄があるページの写し
- (7)その他、市長が必要と認めるもの

申請書提出先

こども未来課または各支所住民サービス課



Q子どもの荷物が多くなってきたので庭にストックハウスを設置したいと思います。倉庫は対象外とありますが、だめですか？

A業者に依頼して購入から設置を一括して行った場合は対象となります。個人で購入したストックハウスは対象にならないので、ご注意ください。

Q防犯のために防犯カメラを設置したいと思います。家の外に付けるものですが対象になりますか？

A業者に依頼して購入から設置を一括して行った場合は対象となります。個人で購入した防犯カメラは対象にならないので、ご注意ください。

Q節約のため自分でDIYをして畳敷きからフローリングへ改修したいと思います。業者には頼んでいないけれど、使った材料費だけを申請することはできますか？

A今回の助成は業者に依頼して行ったものが対象となります。業者に依頼せずDIYをした分については対象外です。

Q持ち主の許可を得て賃貸住宅をリフォームした場合も対象になりますか？

A申請者が現在住んでいる住宅、または、これから住むことになる住宅であれば対象となります。追加でリフォーム許可証明書を提出してください。ただし、リフォームだけして住まなかった場合は、申請の条件を満たさなくなってしまうので、助成金を受取っていたら後日返金していただきます。

Q同居する親名義の家をリフォームした場合は対象になりますか？

A申請者が現在住んでいる住宅、または、これから住むことになる住宅であれば対象となります。追加でリフォーム許可証明書を提出してください。ただし、リフォーム等の契約は夫婦どちらかの名義で行い支払いまで終えてください。リフォームだけして住まなかった場合は、申請の条件を満たさなくなってしまうので、助成金を受取っていたら後日返金していただきます。

Q荷物が多くなかったのに、引越しの荷物はレンタカーを借りて友人に手伝ってもらって運びました。レンタカーのレンタル料を申請することはできますか？

A引越しについては、引越し業者または宅配業者に依頼して荷物を運んだ引越しが対象となります。自分や知人が運んだ引越しは対象になりません。



多子世帯リフォーム等支援事業

※令和7年度分の受付については、市議会で予算の議決を経た後に事業を開始します。予算が成立しない場合、受付できない可能性がありますのでご了承ください。

問合せ先

今治市役所子ども未来課

子育て支援係

電話 0898-36-1529

mail kodomo@imabari-city.jp

